

愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県における福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的として、福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の円滑かつ効果的な実施を推進するため、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、福祉サービスの第三者評価に関して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (2) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取り扱いに関すること。
- (4) 評価調査者の養成に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者家族関係者
- (3) 施設関係者
- (4) 行政関係者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務を処理するため、保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。